

平成 2 3 年第 1 回

相楽郡広域事務組合議会臨時会会議録

(平成 2 3 年 5 月 3 0 日)

平成23年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

招集年月日 平成23年5月30日(月)

告示年月日 平成23年5月25日(水)

招集の場所 相楽会館 会議室

開 会 平成23年5月30日(月) 午後2時00分

閉 会 平成23年5月30日(月) 午後2時50分

出席議員(13名)

1番	高岡伸行	2番	西山幸千子
3番	中野重高	4番	西岡努
5番	上好忠次	7番	佐々木雅彦
8番	村尾礼示	9番	青山まり子
10番	石田春子	11番	竹内きみ代
12番	北 猛	13番	杉浦正省
14番	尾崎輝雄		

欠席議員(1名)

6番 小西 啓

会議録署名議員

1番 高岡伸行 2番 西山幸千子

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事(精華町長) 木村 要 理事(木津川市長) 河井 規子
理事(笠置町長) 松本 勇 理事(和束町長) 堀 忠雄
理事(南山城村長) 手仲 圓容
会計管理者(精華町会計管理者) 安岡 誠(欠席)

事務局職員出席者

事務局長 林 幸造 主幹 福田 全克
主査 國子 慶順

議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 仮議席の指定
- 第 4 副議長の選挙

○追加議事日程

- 第 1 議長辞職の件
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 議席の指定
- 第 4 相楽郡広域事務組合議会運営委員会委員の選任の件
- 第 5 同意第 1 号 相楽郡広域事務組合監査委員の選任の件

平成23年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会

平成23年5月30日(月)

相楽会館 会議室

(午後2時00分 開会)

議長 皆さん、こんにちは。

これより、平成23年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会を開会いたします。

なお、広域誌に掲載するため、議場内の写真撮影を許可いたしましたので報告します。

開会に先立ち、木津川市議会、和束町議会におかれましては、去る5月12日に初議会が開会され、本組合議会議員が選出され、精華町議会におかれましては、去る5月24日に議長等の改選により、本組合議会議員が新たに選出されました。

初対面の方もありますので、簡単に自己紹介をお願いします。

それでは、ただ今の着席順で、高岡伸行議員から自席にて順次、自己紹介をお願いいたします。

高岡議員 こんにちは、はじめまして。木津川市議会議員の高岡です。よろしくお願いいたします。

西山議員 こんにちは、木津川市議会議員の西山です。よろしくお願いいたします。

中野議員 木津川市議会議員の中野です。よろしくお願いいたします。

西岡議員 木津川市議会議員の西岡です。よろしくお願いいたします。

上好議員 笠置町議会議員の上好です。よろしくお願いいたします。

佐々木議員 精華町議会議員の佐々木です。

村尾議員 精華町議会議員の村尾です。よろしくお願いいたします。

青山議員 南山城村議会の青山まり子です。よろしくお願いいたします。

石田議員 笠置町議会議員の石田春子です。よろしくお願いいたします。

竹内議員 和束町議会議員の竹内です。よろしくお願いいたします。

杉浦議員 精華町議会議員の杉浦です。よろしくお願いいたします。

尾崎議員 木津川市議会議員の尾崎です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。

最後に、私は南山城村議会選出の北 猛でございます。よろしくお願いいたします。

以上で自己紹介を終わります。

続いて、組合理事者等の紹介を事務局からお願いします。

福田主幹 失礼いたします。

それでは、事務局より行政側の紹介をさせていただきます。

代表理事の木村 要精華町長さんです。

代表理事 お世話になります。よろしくお願いいたします。
福田主幹 理事の河井 規子木津川市長さんです。
河井理事 河井でございます。よろしくお願ひします。
福田主幹 同じく理事の松本 勇笠置町長さんです。
松本理事 松本でございます。よろしくお願ひします。
福田主幹 同じく理事の堀 忠雄和束町長さんです。
堀理事 堀でございます。どうかよろしくお願ひします。
福田主幹 同じく理事の手仲 圓容南山城村長さんです。
手仲理事 手仲です。よろしくお願ひします。
福田主幹 続きまして、事務局職員を紹介します。林事務局長です。
事務局長 林です。よろしくお願ひします。
福田主幹 國子主査です。
國子主査 國子です。よろしくお願ひいたします。
福田主幹 最後にわたくし、福田でございます。

なお、本日、会計管理者でございます精華町の安岡会計管理者は、体調不良のため欠席しておりますことを報告させていただきます。

以上で紹介を終わらせていただきます。

議長 どうもありがとうございました。

議長 本日の会議に欠席の通告議員は、和束町、小西議員1名であります。

よって、ただ今の出席議員は13名で、定足数に達しております。

ただ今より、本日の会議を開きます。

代表理事からあいさつを受けます。木村代表理事

代表理事 議員の皆さん、こんにちは。ただ今、紹介をいただきました代表理事をおおせつかっております精華町長の木村でございます。これから、ひとつお世話になりますけれどもよろしくお願ひいたします。

それでは、臨時会にあたりまして御挨拶を申し上げます。平成23年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会の招集をさせていただきましたところ、議員の皆さま方におかれましては、公私とも、大変御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素は、当組合の運営に格別のご高配を賜りまして、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

本議会は、4月24日に行われました木津川市、和束町議会議員の一般選挙、また精華町議会におかれましては役員改選等が行われたことにより、新たに組合議会議員となられました皆さま方を迎へましての議会となっております。今回、新たに相楽郡広域事務組合議会の議員となられました議員の皆さま方におかれましては、相楽地域の広域行

政の推進に御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

広域事務組合の理事会におきましても、4月の木津川市長選挙におかれまして無投票で再選されました河井市長さんを理事者として迎え、相楽地域の広域行政の課題の解決をめざし、それぞれの市町村が最大限の協力をしていくことを確認しているところでございます。

さて、去る3月11日の東日本大震災においては、死者、行方不明者が約2万5千人、また、福島第一原子力発電所事故の影響などによる避難も含めると約11万6千人の人々が今も避難所生活を余儀なくされるなど、わが国の歴史上、最も大きな災害となっております。

こうした事態に対し、相楽の各市町村におきましても、京都府をはじめとする関係機関と連携して、緊急消防援助隊としての参加をはじめ、給水支援、支援物資・義援金の受付、医療支援などを行っているところでございます。まだまだ多くの課題が残されていることが明らかになっており、一刻も早い復旧、復興を願っているところでございます。

今回の「震災」は他人事ではありません。私たちの住む近畿地方でも、かねてより「南海地震」、「東南海地震」の発生が予想されており、従来の想定されていた地震の規模、津波の影響など、関係機関との連携を密に、防災計画の見直しなど、さらなる対策が求められているものと考えているところでございます。

また、環境問題や交通問題、観光や医療など相楽圏域が抱える広域的な課題をいかに解決していくのか、このことも非常に重要な問題でございます。

これからも、各市町村が連携、協力しながら進めてまいりたいと考えているところでございますので、議員の皆さま方におかれましても、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本組合の主な取り組みにつきまして、ご報告申し上げます。

平成23年度におきましては、一般会計では、6億1,600万円、特別会計では1,140万円の予算で各種の事業を進めております。

一般会計では、本組合のメイン事業でありますし尿処理業務は、大谷処理場の安定的な維持管理業務の推進や公共下水道事業の進展に伴うし尿くみ取り業者への代替業務につきまして適切に対応しております。

次に、相楽消費生活センターについてでございます。センターでは、相談業務をはじめ、啓発講座の開講や各種啓発活動の実施により、消費者被害の未然防止、自立する消費者の育成に努めてまいります。

次に、かねてより設置の必要性が指摘されてきました「休日急病診療所の設置」につきましては、現在、委託先であります相楽医師会と協議、調整しているところであります。

す。平成24年度の早い時期の開設を希望しておりますが、医師会員の中にも、いろいろなご意見がありますので、あと少しの時間がかかるものと判断しております。委託、受託につきまして、基本的なご理解が得られましたら、議員の皆さま方へは、改めて報告、説明をさせていただくとともに、ご意見、要望等をお伺いさせていただきたいと考えているところでございます。

一方、特別会計では、7億円基金の運用益を活用しての相楽ふるさと塾、相楽の文化を創るつどい、ふるさと市町村圏シンポジウムの開催などを計画しております。現在、基金7億円の運用は南都銀行の期間5年間の定期預金に預託し、利率1.25%で運用しておりますが、本年度末で満期となりますこともあり、今後のふるさと市町村圏振興事業のあり方を含めて、検討を進めてまいります。この件につきましても、議員の皆さまのご意見、要望をお聞きしながら、決定していきたいと考えております。

以上、簡単でございますけど、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。引き続きよろしく願いいたします。

議長 どうもありがとうございました。

それでは、議事日程のご報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において指名します。

高岡 伸行議員、西山 幸千子議員を指名します。

議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、去る5月13日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

議長 日程第3、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただ今ご着席の議席を指定いたします。

日程第4、副議長の選挙を行います。

おはかりします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第1項に基づく投票による選挙、同条第2項の規定による指名推選の二つの方法がありますが、指名推選により行いたいと存じます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

おはかりします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

さらに、おはかりします。

指名にあたりましては、各市町村議会の議長を選考委員にし、選出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、各市町村議会の議長を選考委員とすることに決定いたしました。

各市町村議会の議長さんは、隣の読書室にお集まりください。

これより暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 5 分 休憩

午後 2 時 2 0 分 再開

議長 休憩前に引き続いて会議を開きます。

選考代表者から選考の結果について、ご報告をお願いします。石田議員。

石田議員 それでは、選考委員会の結果をご報告いたします。

副議長の指名推選について、慎重に協議した結果、精華町議会の杉浦 正省議員が副議長に最適者であると認め、満場一致をもってご推薦申し上げることに決定いたしました。

議長 ありがとうございます。

議長において指名することに決定しておりますので、ただ今選考代表者石田議員からの報告どおり、副議長に杉浦 正省議員を指名します。

議長 おはかりします。

ただ今、議長において指名しました杉浦 正省議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただ今議長が指名しました杉浦 正省議員が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました杉浦 正省議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長の当選承諾とあいさつをお願いします。杉浦議員

杉浦議員 　　ただいま、全議員のご推挙によりまして、副議長に選任いただきました杉浦正省でございます。

このうえは、議長をお支えすることはもちろんでございますけれども、さらには、広域行政推進のために、あるいはまた、さらには、相楽地域の活性化のために頑張っていく所存でございます。

皆様のご理解とご協力がありませんと達成できると思っておりません。したがって、何とか、何とか、暖かいご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任のあいさつに代えさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

議長 　　どうもありがとうございました。

これより暫時休憩します。

午後2時25分 　　休憩

午後2時30分 　　再開

副議長 　　それでは、再開いたします。

地方自治法第106条第1項の規定により、進行させていただきます。ただ今、副議長をおおせつかりました杉浦です。

ただ今、議長の北 猛 議員から、議長の辞職願が提出されました。

おはかりします。

お手元に配付いたしました追加議事日程について、本日の日程に追加し、議題といたしたいと存じます。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 　　異議なしと認めます。

よって、追加議事日程を本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第1、議長辞職の件についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、北 猛議員の退場を求めます。よろしく申し上げます。

副議長 　　それでは、辞職願を事務局より朗読させます。事務局どうぞ。

事務局 　　平成23年5月30日、相楽郡広域事務組合議会副議長 杉浦正省 様
相楽郡広域事務組合議会議長 北 猛。辞職願 このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願いいたします。

副議長 　　おはかりいたします。

北 猛 議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 異議なしと認めます。

したがって、北 猛 議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

北 猛 議員の入場を許可します。

副議長 追加日程第2、議長の選挙を行います。

議長の選挙を行います。

おはかりします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第1項に基づく投票による選挙、同条第2項の規定による指名推選の二つの方法がありますが、指名推選により行いたいと存じます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

おはかりします。

指名の方法につきましては、副議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定しました。

さらに、おはかりします。

指名にあたりましては、各市町村議会の議長を選考委員にし、選出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 異議なしと認めます。

したがって、各市町村議会の議長を選考委員とすることに決定いたしました。

各市町村議会の議長さんは、隣の読書室にお集まりください。

これより暫時休憩します。

午後2時32分 休憩

午後2時36分 再開

副議長 それでは再開いたします。

選考代表者から選考の結果について、ご報告をお願いします。竹内議員。

竹内議員 それでは、選考委員会の結果をご報告いたします。

議長の指名推選について、慎重に協議した結果、木津川市議会の尾崎 輝雄議員が議長に最適者であると認め、満場一致をもってご推薦申し上げること決定いたしました。

副議長 ありがとうございます。

副議長において指名することに決定しておりますので、ただ今選考代表者竹内議員からの報告どおり、議長に尾崎 輝雄議員を指名します。

副議長 おはかりします。

ただ今、副議長において指名しました尾崎 輝雄議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 異議なしと認めます。

よって、ただ今副議長が指名しました尾崎 輝雄 議員が議長に当選されました。

副議長 会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長の当選承諾とあいさつをお願いします。尾崎議員

尾崎議員 皆さま改めましてこんにちは。

ただ今、議員の皆さまからのご推挙によりまして、相楽郡広域事務組合議会議長の要職に就くことに、誠に身に余る光栄でありまして、また、それによりまして重大な責任を痛感いたしております。

この上は、相楽郡広域事務組合の発展と、当議会の円満なる運営がスムーズに図られることに全力を尽くしたい、このように思っております。

どうか、木村代表理事をはじめ、議員の皆さま方、そして、ここに居られる皆さま方のご指導とご鞭撻を何とぞよろしくお願い申し上げまして、議長就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

副議長 ありがとうございます。

これより、暫時休憩します。

午後2時38分 休憩

午後2時40分 再開

議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

お手元に配付いたしました追加議事日程について、本日の日程に追加し、議題といたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、追加議事日程を本日の日程に追加することに決定しました。

議長 追加日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することになっていきます。よって、議長において議席を指定いたします。

議席は、配付の議席表のとおり、ただ今、ご着席の議席を指定いたします。

議長 追加日程第4、相楽郡広域事務組合議会運営委員会委員の選任の件を議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会規程第3条第1項の規定により、議長、副議長及び各市町村より1名をもって組織することになっております。

議会運営委員会の委員の選任については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定しました。

職員に名簿を配付させます。

(職員 名簿配付)

議長 名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり議会運営委員会委員を指名することに決定いたしました。

それでは、ここで議会運営委員会を開催していただき、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

委員会は隣の読書室で行ってください。

それでは、暫時休憩いたします。

午後2時42分 休憩

午後2時45分 再開

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会での正・副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に西岡 努議員、副委員長に佐々木雅彦議員が互選されました。

議長 追加日程第5、同意第1号、相楽郡広域事務組合監査委員の選任の件を議題とします。

それでは、ここで地方自治法第117条の規定により、北 猛 議員の退席を求めます。

議長 本案について提案者の説明を求めず。木村代表理事

代表理事 同意第1号 相楽郡広域事務組合監査委員の選任の件について

それでは、同意第1号の提案説明を申し上げます。

同意第 1 号

相楽郡広域事務組合監査委員の選任について

相楽郡広域事務組合監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

記

1 住 所 京都府相楽郡南山城村大字田山小字割尾阪 2 2 - 1

2 氏 名 北 猛

3 生年月日 昭和 19 年 8 月 13 日

4 経 歴

平成 19 年 7 月 南山城村議会議長

平成 21 年 5 月 相楽郡広域事務組合議会議長

平成 22 年 2 月 京都府町村議会議長会会長

平成 23 年 5 月 30 日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。

議員のうちから選任する監査委員の任期につきましては、議員の任期によることになっておりまして、精華町の杉浦 正省監査委員におかれましては、精華町議会の改選によりまして、5 月 24 日をもちまして、その任期が満了されているところでございます。

従いまして、新たに組合議会議員のうちから選任するものとしたしまして、北 猛議員を監査委員として選任いたしたく、議会の同意を求めますのでございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長 以上で提案説明は終わりました。

この案件は、人事案件でもあり、質疑・討論を省略し、採決することにしたいと思います。この案件は、人事案件でもあり、質疑・討論を省略し、採決することにはしたいと思います。この案件は、人事案件でもあり、質疑・討論を省略し、採決することにはしたいと思います。この案件は、人事案件でもあり、質疑・討論を省略し、採決することにはしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、この採決は挙手によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

北 猛 議員の入場を認めます。

議長 北 猛議員に申し上げます。監査委員の選任の件は、原案のとおり同意されました。

本日の日程は全部終了いたしました。

これもちまして、平成23年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会を閉会します。

本日は、長時間にわたり、慎重にご審議を賜り、大変ありがとうございました。

議員の皆さまにおかれましては、各市町村の6月議会を迎えられるわけですが、今後ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。

本日は、大変ご苦労様でした。

(午後2時50分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 北 猛

相楽郡広域事務組合議会副議長 杉浦 正省

相楽郡広域事務組合議会議長 尾崎 輝雄

会議録署名議員 高岡 伸行

” 西山 幸千子